

## 地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画

### 第1章 基本的事項

#### 第1節 計画の背景

国際的な合意に基づき、今後、世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃以内にとどめられたとしても、我が国において気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生ずる可能性があり、災害、食料、健康などの様々な面で影響が生ずることが予想されています。こうしたことから、私たち一人ひとりが日常生活や事業活動において温室効果ガス排出削減等に取り組むことが必要です。

2015年11～12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しています。パリ協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、主要排出国を含む全ての国が貢献を5年ごとに提出・更新すること、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成・提出するよう努めるべきこと、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施等が規定されています。

国は、2015年7月の地球温暖化対策推進本部において、2030年度に2013年度比で26.0%減とする温室効果ガス削減目標を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しています。また、パリ協定採択後は、同年12月に地球温暖化対策推進本部において、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針」を決定しています。

これらを参考に、国は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画として、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しています。

また、県は、国の地球温暖化対策計画に即して、2018年3月に佐賀県地球温暖化対策計画を改定し、佐賀県における地球温暖化対策を推進しています。

県では、環境を前提に行動するという認識を持ち、率先して地球温暖化対策を進めてきましたが、これまでの取組状況等を踏まえ、引き続き温暖化対策の推進を図るため、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」を改定することとしました。

## 第2節 計画の目的

本計画は、県内における地球温暖化対策を推進するため、県が率先して自らの事務・事業について温室効果ガス排出量を削減するとともに、循環型社会づくりの取組を推進することを目的とします。

## 第3節 計画の期間

計画の期間は、2019年度から2022年度までの4年間とします。

## 第4節 計画の対象

### 1 機関

対象とする機関は、知事部局、東部工業用水道局、教育委員会（県立学校を含む）、議会事務局、各種委員会、警察本部（警察署等を含む）（以下「各部局等」という。）とします。

なお、指定管理施設も対象とします。

### 2 事務・事業

対象とする事務・事業は、県が実施する事務・事業及び職員等が行う活動とします。

## 第5節 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第20条の3第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例第82条第1項に基づく「環境負荷低減計画」として位置づけるものです。

また、「佐賀県総合計画」、「佐賀県環境基本計画」及び「佐賀県地球温暖化対策計画」と整合を図りながら取組を進めます。

なお、複数の目的を統合的に解決することを目指しているSDGsの考え方を参考に取組を進めます。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況等

### 1 温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量

温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量は、2009年度以降、2013年度に最多の33,991t-CO<sub>2</sub>となりましたが、それ以降は減少傾向です。

主な減少要因としては、施設改修や高効率機器の導入等の施設の低炭素化が進んでいることによる減少などが挙げられます。

温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量(変動係数) (単位: t - CO<sub>2</sub>)

年度	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
排出量	26,763	26,371	25,601	30,657	33,991	32,793	30,982	28,135	26,016

※電力排出係数は変動係数

温室効果ガス(二酸化炭素)総排出量(固定係数) (単位: t - CO<sub>2</sub>)

年度	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
排出量	—	—	—	—	33,991	32,751	32,137	32,470	32,344

※電力排出係数は 2013 年度の固定係数

## 2 上水道使用量

上水道使用量は、2009 年度以降減少し続けている状況です。

主な減少要因としては、節水コマの設置や水道水圧の調整を行ったこと、施設改修で節水型トイレ等の節水型機器の整備が進んでいることによる減少などが挙げられます。

上水道使用量 (単位: 千 m<sup>3</sup>)

年度	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
使用量	533.78	515.47	495.11	483.19	470.38	435.94	427.23	422.33	421.60

## 3 コピー用紙使用量

コピー用紙使用量は、2009 年度以降、2015 年度に最少の 33,118 千枚となりましたが、それ以降は増加傾向に転じている状況です。

主な増加要因としては、2016 年度以降の臨時的な事業による業務量の変化に伴う資料作成の増加などが挙げられます。

コピー用紙使用量 (単位: 千枚)

年度	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
使用量	39,491	39,770	39,651	39,069	37,158	33,454	33,118	34,466	35,268

## 4 可燃ごみ排出量

可燃ごみの排出量は、2009 年度以降、2012 年度に最少の 69.6 t となりましたが、それ以降は増減を繰り返している状況です。

主な増加要因としては、2013 年度以降の庁舎の改修工事等（南館改修工事、旧館耐震

工事)に伴う執務室の移動による引越しごみの発生量の増加などが挙げられます。

可燃ごみ排出量

(単位：t)

年度	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
排出量	87.4	94.3	89.2	69.6	95.5	90.4	108.7	86.9	73.6

## 第3章 基本方針及び目標

### 第1節 基本方針

県は、財やサービスの消費者・購入者、職員等の雇用者等の立場から自らの事務・事業に関し、温室効果ガス及び廃棄物の排出の抑制等に取り組みます。

そのために、次の3つの視点で取組を推進します。

(1) 職員等の意識の改善：

職員等一人ひとりの意識を改善し、自らの行動による環境負荷の低減に努めます。

(2) 運用・行動の改善：

施設(建築物・設備等)を使用する際には、環境負荷の少ない運用に努めます。

(3) 設備等の改善：

省エネ・再エネ設備やクリーンエネルギー自動車の導入等により、設備等の環境負荷低減を図ります。

また、自らが課した取組目標について具体的な行動方針を定めるとともに、その進捗状況を常に点検、評価し、その反省に基づき継続的に改善していきます。

### 第2節 温室効果ガスの排出削減に関する目標

本計画では、エネルギー使用量の削減等による温室効果ガスの排出量の削減目標等を次のとおり設定します。

#### 1 対象ガス

本計画では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)を対象とします。

#### 2 温室効果ガスの削減方針

##### (1) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)については、佐賀県地球温暖化対策計画の業務部門の削減目標

との整合を図りますが、2013年度を基準年度とし、2030年度までに8.0%削減（電力の排出係数改善による削減を含まない）する目標を前倒しして、2022年度までに8.0%の削減（前同）を目指すこととします。

\* 項目ごとの削減の目安

- ・庁舎燃料等使用量 8.0%削減（CO<sub>2</sub>換算）
- ・公用自動車等燃料使用量 8.0%削減（CO<sub>2</sub>換算）

（単位：t - CO<sub>2</sub>）

年度	2013（基準）	2022（目標）	
項目	排出量	削減率	排出量
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	33,991	▲8.0%	31,272

※電力排出係数は2013年度の固定係数

※（参考）2013年度から2017年度の間最少量：2015年度 32,137 t - CO<sub>2</sub>

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく特定事業者（省エネ法で定められた一定以上のエネルギーを使用している事業者）として、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めます。

## （2）CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス

県では、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの大きな発生源となる下水処理等の事業活動がなく、排出量は少ないため、個別の削減目標を定めず、対象となる事務・事業において、発生源や封入設備の適正な管理と処理などの取組を進め、可能な限り排出の抑制に努めます。

## 第3節 循環型オフィスづくりに関する目標

省資源化、ごみ排出量の削減等による循環型オフィスづくりについては、これまでの取組実績を踏まえて、2013年度を基準年度として、2022年度の目標を次のように設定します。

- ・上水道使用量 15%削減
- ・コピー用紙使用量 16%削減（※1）
- ・可燃ごみ排出量 30%削減（※2）

※1 コピー用紙使用量の削減目標の対象機関は知事部局、教育委員会（県立学校を除く）、議会事務局、各種委員会とします（指定管理施設を除く）。

※2 本庁舎の可燃ごみ排出量を指標とします。

年度	2013（基準）		2022（目標）	
	項目	使用量・排出量	削減率	使用量・排出量
上水道使用量		470.38 千m <sup>3</sup>	▲15%	399.82 千m <sup>3</sup>
コピー用紙使用量		37,158 千枚	▲16%	31,212 千枚
可燃ごみ排出量		95.5 t	▲30%	66.9 t

※（参考）2009 年度から 2017 年度の間の最少量：

上水道使用量      2017 年度    421.60 千m<sup>3</sup>  
 コピー用紙使用量    2015 年度    33,118 千枚  
 可燃ごみ排出量      2012 年度    69.6 t

## 第 4 章 取組項目

ここでは、県が取り組む項目と行うべき行動等を掲げます。

なお、職員等の具体的行動は、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画取組要領」（以下「取組要領」という。）で、別に定めます。

また、県の取組を推進していくことで、SDGs の 17 の目標のうち、「⑥水・衛生」（水利用効率の改善等）、「⑦エネルギー」（エネルギー効率の改善等）、「⑫生産・消費」（天然資源の効率的な利用等）、「⑬気候変動」（気候変動の緩和等）などの目標の達成を目指します。



水・衛生



エネルギー



生産・消費



気候変動

### 第 1 節 環境にやさしい職場づくり

地球温暖化対策や、循環型社会づくりのためには、各主体が省資源・省エネルギーに努めるとともに、再使用、再生利用、適正処理に努め、環境への負荷の低減を図ることが必要です。

このため、県では、日常の事務等において、温室効果ガスの排出抑制や製品等の長期利用、グリーン購入、リサイクルの推進など環境負荷の低減に向けて行動することにより、環境にやさしい職場づくりに努めます。

#### （1）省エネルギー化の推進

##### ①電気使用量及び燃料等使用量の削減

庁舎等での電気使用量やガス・灯油等の燃料使用量の抑制、OA 機器等の集約

化、適正規模の設置、適切な冷暖房温度の設定などに努めます。

#### ②公用自動車の利用・管理における環境負荷の低減

自動車の走行に伴って排出される二酸化炭素や窒素酸化物を削減するため、エコドライブを徹底し、効率的な利用や適正な管理に努めるとともに、更新に当たってはクリーンエネルギー自動車などの低公害車を導入します。

### (2) 県有施設の改修等における環境配慮

#### ①県有施設の低炭素化の推進

「県有施設の低炭素化に向けた整備方針」及び「県有施設の低炭素化に向けた整備基準及び運用規程」に基づき、施設（建築物・設備等）の新築・改修・更新に際して、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入や施設（建築物・設備等）の省エネルギー化など、県有施設の低炭素化を図ります。

また、屋外照明（道路等照明灯を含む）・信号灯器について、新設・更新に際してLED化を進め、低炭素化を図ります。

#### ②温室効果ガスの発生源の適正管理等

一酸化二窒素等の温室効果ガスの発生源となる施設等において、適正な管理や処理を行います。

#### ③県産木材等の利用

県が行う公共施設・公共工事において、「佐賀県公共施設・公共工事県産木材利用推進の基本方針」に基づき、率先して県産木材の利用を図ります。

公共事業等に使用する木材には、合法木材（合法性の証明された木材）を使用します。

また、九州間伐材を使用したコピー用紙の使用に努めます。

### (3) 省資源化の推進

#### ①節水の推進

節水型製品の導入などに努めるとともに、一人ひとりが節水を推進します。

#### ②紙使用量の削減

ペーパーレス化推進や両面コピー、集約印刷の徹底等により、コピー用紙使用量を削減します。

### (4) 廃棄物の削減等の推進

#### ①ごみの減量化・リサイクルの推進

庁舎内での3R（①リデュース（ごみの減量化）②リユース（再使用）③リサ

イクル（ごみの分別・資源として再利用）の取組を進めます。

#### ②備品等の長期使用・有効活用

事務用品や電気製品等の物品管理の徹底や不要となった物品の再利用・交換使用などによる使用期間の長期化や有効活用を図ります。

### （５）環境に配慮した事業の推進

#### ①グリーン購入・グリーン契約の推進

職員等が使用する事務用品等について、「佐賀県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境負荷の少ない製品の購入を徹底します。

また、環境配慮契約法に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮したグリーン契約に努めます。

#### ②イベントの低炭素化

イベントの開催に当たっては、庁舎内での取組と同様に地球温暖化対策の推進やごみの分別・減量化に努めます。

#### ③環境に積極的な事業者等の取組支援

佐賀県リサイクル認定製品の調達やトライアル発注等を通して、環境に積極的な県内事業者等の取組を支援します。

## 第２節 職員等一人ひとりの取組の推進

本計画を実効あるものとするためには、職員等一人ひとりが、事務・事業の実施において、温室効果ガスの排出削減や循環型社会づくりなど、環境に対する負荷の低減に積極的に行動することが重要です。

そのために、職員等一人ひとりが、環境に対する意識を徹底し、常に自発的に温暖化防止意識の向上に努め、日常の業務のあり方を再点検して、改善していきます。

また、省エネルギー・低炭素型の製品、サービス、ライフスタイルの選択など具体的な行動を喚起するための国民運動「COOL CHOICE」の推進を通じた行動の転換を図ります。

さらには、職場における行動だけでなく、地域や家庭においても率先して環境にやさしい行動の実践に努めます。

## 第５章 計画の推進・点検

### 第１節 計画の実行

対象機関（以下「所属等」という。）は、「取組要領」に基づき、その実践に努めます。

また、推進体制を整備して、計画（Plan）、行動（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を繰り返し実践することにより持続的・発展的な改善を行い、計画の効果的な推進を図ります。

- (1) Plan（計画）：目標の設定及び具体的行動のマニュアル化
- (2) Do（行動）：進行管理のための推進体制の整備
- (3) Check（点検）：行動結果の評価及び公表
- (4) Action（見直し）：持続的な改善のための計画や目標などの見直し

## 第2節 推進体制

### 1 佐賀県地球温暖化対策推進本部

佐賀県地球温暖化対策推進本部設置要綱（以下「要綱」という。）に規定する佐賀県地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）は、計画及び取組要領を策定し、その取組結果を点検・評価、公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを図り、持続的・発展的な改善に努めます。

### 2 推進本部員

要綱に規定する推進本部員は、所管する部局における本計画に基づく取組の推進に努めます。

### 3 所属等における推進体制

#### (1) 推進責任者

所属等の長は、「推進責任者」として、各所属等における本計画に基づく取組の推進に努めます。

#### (2) 推進員

所属等の長が指名する「推進員」は、推進責任者の指示に従い、各所属等における本計画に基づく取組の推進に努めます。

### 4 庁舎等における推進体制

#### (1) 庁舎推進責任者

庁舎の管理を行う所属等の長は「庁舎推進責任者」を兼ねることとし、各庁舎における本計画に基づく取組の推進に努めます。

#### (2) 庁舎推進員

庁舎の管理を行う所属等の長が指名する「庁舎推進員」は、庁舎推進責任者の指示に従い、各庁舎における本計画に基づく取組の推進に努めます。

## 5 事務局

推進本部事務局は、計画の進捗状況を取りまとめ、点検・評価するとともに、推進本部会議等に報告します。

## 第3節 計画の進捗状況の点検等

### 1 点検、評価、改善等

計画に定める取組の推進、点検、評価、改善指示等、計画の進行管理は、取組要領に定める方法に基づいて行うものとします。

### 2 公表

計画の進捗状況については、県ホームページ（佐賀県環境白書に掲載）で公表します。